

議会議務局告示第一号

広島県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

広島県議会議長 中 本 隆 志

広島県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

第一条 広島県議会個人情報保護条例施行規程（令和五年三月三十日議会議務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規程は、広島県議会個人情報保護条例（令和五年広島県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人識別符号）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一―十五（略）</p> <p>十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等</p> <p>（略）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（以下、「マイナンバーカード」という。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二（略）</p> <p>2―5（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、広島県議会個人情報保護条例（令和五年広島県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人識別符号）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一―十五（略）</p> <p>十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号</p> <p>（略）</p> <p>第十七（略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二（略）</p> <p>2―5（略）</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第1号 (第9条関係)

(略)

開示請求書

(略)

1 (略)

[Blank line]

2 (略)

[Blank line]

(略)

3 本人確認等

(略)

イ 請求者本人確認書類

運転免許証

マイナンバーカード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ( )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。

(略)

(略)

(略)

4 (略)

[Blank line]

(略)

改正前

様式第1号 (第9条関係)

(略)

開示請求書

(略)

1 (略)

[Blank line]

2 (略)

[Blank line]

(略)

3 本人確認等

(略)

イ 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ( )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。

(略)

(略)

(略)

4 (略)

[Blank line]

(略)

様式第11号 (第20条関係)

(略)
訂正請求書
(略)
(略)
(略)
2 請求者本人確認書類
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
<input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(略)
(略)
(略)

様式第11号 (第20条関係)

(略)
訂正請求書
(略)
(略)
(略)
2 請求者本人確認書類
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 個人番号カード
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
<input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(略)
(略)
(略)

様式第17号 (第25条関係)

(略)
利用停止請求書
(略)
(略)
(略)
2 請求者本人確認書類
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
<input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(略)
(略)
(略)

様式第17号 (第25条関係)

(略)
利用停止請求書
(略)
(略)
(略)
2 請求者本人確認書類
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 個人番号カード
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
<input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(略)
(略)
(略)

第二条 広島県議会個人情報保護条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号) 第三条 (略) 一―四 (略) 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。) の番号及び同法第十九条の四第一項第四号の在留カードの番号 六―十七 (略)</p>	<p>(個人識別符号) 第三条 (略) 一―四 (略) 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 第二条第五号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。) の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号 六―十七 (略)</p>

附 則

この規程は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三十一号) 第十四条の規定の施行の日(令和八年四月一日) から施行する。ただし、第二条の規定は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五十九号)の施行の日(令和八年六月十四日) から施行する。